

# 第16回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成22年12月10日 14:00-15:30

場 所：経済産業省別館11階1111号会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員、森口委員

## 1. 国内クレジットの認証

- ・ 資料1に基づき、今回の委員会までに認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、審査機関による実績確認結果を事務局より説明。審議の結果、29件の国内クレジット認証申請について認証され、計8,687t-CO<sub>2</sub>の国内クレジットが発行された。

## 2. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料2に基づき、今回の委員会までに承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、審査機関による審査結果を事務局より説明。審議の結果、56件の排出削減事業（うちプログラム型排出削減事業は2件）が承認された。
- ・ 資料3に基づき、今回の委員会までに提出のあった87件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は9件）について事務局より報告が行われた。

## 3. 排出削減方法論の承認等

- ・ 資料4に基づき、前回の委員会（平成22年10月1日）までに申請を受け付けた排出削減方法論について、パブリックコメント（10月8日～10月22日に募集）の結果と、各種承認要件に係る審査結果を事務局より説明。審議の結果、申請のあった6件の排出削減方法論について承認された。
- ・ 資料5に基づき、今回の委員会までに提出のあった6件の排出削減方法論（うち1件は承認排出削減方法論の修正）について、事務局より報告が行われた。

## 4. その他

- ・ 資料 6 に基づき、標準的な機器の選定に関するガイドラインのうち、空調設備の新設、太陽熱を利用した熱源設備の新設に係る考え方について事務局より説明。審議の結果、承認された。
- ・ 資料 7 に基づき、様式改定（案）について事務局より説明。審議の結果、承認された。
- ・ 資料 8 に基づき、事務局より、エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガス（5.5 ガス）の排出抑制のための取組による排出削減量についても、排出削減方法論を承認した上で、国内クレジットとして認証することとする旨の報告が行われた。
- ・ 資料 9 に基づき、事務局より、国内クレジット制度のルールに従った上で、地方自治体が国内クレジットを取得することは可能と解することが適当である旨の報告が行われた。
- ・ 参考資料 2、3 に基づき、国内クレジット審査協議会の魚住会長より、審査機関による審査等への相互レビュー、国内クレジット制度の一層の信頼性確保に向けた取り組みの検討について報告が行われた。
- ・ 次回委員会は、平成 23 年 1 月 27 日（木）13 時 30 分～15 時に開催する予定とした。

## 5. 委員の発言及び質疑

### <排出削減事業の承認等について>

（森口委員）

- ・ 新設案件について、排出削減量は標準的な機器と比べた場合にどれだけ削減されるかが計算されるが、それならば投資回収年数を計算する際の純投資額も、実際の投資額から標準的な機器の想定投資額の差額を用いるという考え方もあるのではないか。

（事務局）

- ・ 新設案件の純投資額については、標準的な機器の想定投資額を差し引かず、実際の投資額を用いればよいと考えている。更新案件の場合に同じような考え方を採用すると、更新前の設備の残りの想定使用年数を勘案しながら残存価額を差し引くなど煩雑なやり方になってしまう。ただし、これまでの新規案件の事業計画書を確認したところ、標準的な機器の想定投資額を差し引いているものもあった。

（森口委員）

- ・ これまでの新設案件で、差し引くものと差し引かないものが混ざっているのであれば、併記するなり将来的にはどちらかに統一するのが望ましいのではないか。老朽化したものの更新の場合はゼロとみなすこともあるかと思うが、新設案件については、差額で見える方がよいのではないかと思う。

- ・ 計画案提出のプログラム型で事業番号 P17 と P18 は実施者が同じだが、1 件の住宅に対して両方適用されるケースがあるのか。太陽光発電を入れたものをヒートポンプで自家消費してしまうと、削減のポテンシャルが不利になるのではないか。

(事務局)

- ・ 同時に導入することが想定されている。単独で導入するよりも削減量のトータルが少なくなるかもしれないが、ダブルカウントにならないように評価することが必要と考えている。

## <排出削減方法論の承認等について>

(森口委員)

- ・ 既存の方法論 016 の「導入」と今回承認予定の方法論 016-A の「新設」はどのような違いがあるのか。また、方法論 016 で認証、事業承認した実績はあるのか。
- ・ 方法論ごとの削減量の計算方法はかなり微細であり、パブリックコメントに付すことでチェックがかかるが、パブリックコメントの件数が少なく、本当にパブリックに見られているか心配である。計算方法の精査の仕組みをシステムティックに考える必要があるのではないか。
- ・ 今回申請を受け付けたテレビの方法論 031、031-A について、現在エコポイント制度により省エネ型テレビへの買替えが進んでいるが、大型化もしているため、排出量の絶対量が下がっているのかどうかは議論が必要である。また、標準的な機器の設定にもよるが、視聴時間が長い方が認証されるクレジットが多くなるのは、温暖化対策におけるクレジットの考え方としては違和感がある。こういう対策の目的は、あくまで絶対量として CO2 を削減することであり、ベースライン・アンド・クレジットの方式がこのケースで有効かどうかは慎重な議論が必要である。

(事務局)

- ・ 方法論 016 の適用実績は認証は 0 件だが、事業承認は 4 件ある。「導入」と「新設」の方法論の違いに関しては、「導入」は既築へ適用するものであり、ガス給湯器など熱源がもともとあって、それを太陽熱源機器に置き換えるというもの。「新設」は新築へ適用するものであり、標準的な熱源を想定する必要がある。
- ・ 方法論の精査に関しては、パブリックコメントと並行して、別途委託事業の中で専門家を集めて検討会を開催し、意見を聴いている。また、特に技術的な面で必要に応じて業界団体やメーカー等の意見も聴いている。
- ・ 本制度はベースライン・アンド・クレジット方式として、機器の効率の差と事後の活動量を掛ける方法を採用している。トップランナー基

準がある機器については、トップランナー基準の効率を活用することが認められている。

(茅委員長)

- ・新しい機器を購入する場合、性能が向上したものを欲しがることが多いと思うが、その場合、元の機器の性能に引き直してクレジットの計算をするのか。

(事務局)

- ・今回のテレビの場合だと、トップランナー基準の算定の中で付加的な機能を差し引き、同等の性能が比較できるようになっているが、方法論の算定の中でそういった方法が提案されている。

(茅委員長)

- ・テレビの場合はインチ数を同じに直して計算するのか。

(事務局)

- ・今回の申請内容ではインチ数を同じに直して計算することにはなっていないが、インチ数を同じに直して計算するのか、トップランナー基準で採用されている年間電力消費量の比較でやるのかは、モニタリングの仕方も含め議論のあるところだと考えている。

<エネルギー起源 CO2 以外の温室効果ガスの取扱いについて>

(大塚委員)

- ・京都議定書目標達成計画に関して解釈が別れるところがあるので、事務局において、しっかり整理していただけるとありがたい。

(森口委員)

- ・京都議定書目標達成計画に「自主行動計画等の目標達成のために活用することで、その目標引上げ等を促していくこととしている」とあるが、これは「活用するとともに目標引上げを促していく」という趣旨ではなかったかなと思っている。
- ・モントリオールフロンなど京都議定書の対象となっている 6 ガス以外にも安い対策コストで排出削減ができるものがある。5.5 ガスに対象を拡げるのであれば、こうした温室効果ガスの排出削減の取組についても、本制度の活用により進むことを願っている。

<国内クレジット制度の一層の信頼性確保に向けた取組の検討等について>

(大塚委員)

- ・交通事故の罰金刑まで重大な法令違反として扱うのか。合理的でない厳しさはどうかとも思う。

(事務局)

- ・事務局としては、経営者確認書に重大な法令違反の記載があったからといって承認、認証しないということではなく、記載内容を参考にし

ながら適切かどうかを個別に判断していく。

(森口委員)

- ・ 相互レビューに関して、審査機関は、個別の案件を審査するにあたっては承認方法論に対する十分な理解と算定方法が正しいかどうかに対する鋭い洞察が必要であり、そのような観点からパブリックコメントの手続において審査機関からもっと意見が出るべきと考える。

(魚住会長)

- ・ 方法論のパブリックコメントに対してこれまで審査機関からあまり意見が出ていなかったのは事実である。私としても、審査機関から意見が出るのが望ましいと考えている。

(椋田委員)

- ・ 経営者確認書の中に「訴訟を提起されたことはあるか」という項目があるが、ほとんどの大企業は何らかの形で訴訟に関与していると考えられる。ある程度絞って書いてもらうような工夫をした方がよいのではないか。

(魚住会長)

- ・ 経営者確認書は共同実施者ではなく中小企業である実施主体の事業者を想定しているので、それほど多く出てこないと考えている。

文責：事務局